

○袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱

平成 27 年 10 月 23 日

教委告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して実施する就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (2) 要保護児童生徒 児童生徒のうち、その保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者であるものをいう。
- (3) 準要保護児童生徒 要保護者の世帯以外の世帯に属する児童生徒のうち、当該児童生徒の保護者が次のいずれかに該当し、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学援助を必要と認める児童生徒をいう。

ア 前年度又は、当該年度において、当該保護者が次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法第 26 条に規定する保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 6 2 に規定する個人の事業税の減免措置

(ウ) 地方税法第 295 条第 1 項に規定する市町村民税の非課税措置

(エ) 地方税法第 323 条に規定する市町村民税の減免措置

(オ) 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免措置

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に規定する国民年金保険料の減免措置

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予措置

イ ア以外の者で、経済的な事情から就学が困難と認められるもの  
(対象者)

第3条 就学援助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、袖ヶ浦市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に在学する要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者（ただし、他の市町村から就学援助を受けている者を除く。）とする。

2 前項の規定に関わらず、教育委員会が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学を認めている児童生徒については、関係する他の市町村教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(支給費目及び支給額)

第4条 就学援助の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 学用品費 児童生徒が通常必要とする学用品の購入費

(2) 通学用品費 市立学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費

(3) 新入学児童生徒学用品費等 市立学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(4) 校外活動費のうち宿泊を伴わないもの 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要とする交通費及び見学科

(5) 校外活動費のうち宿泊を伴うもの 児童生徒が校外活動のうち宿

泊を伴うものに参加するため直接必要とする交通費及び見学科

(6) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ 1 回に限る。）に参加するため直接必要とする交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなる記念写真代その他の経費

(7) 学校給食費 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費

(8) 医療費 学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に規定する疾病の治療のための医療に要する経費

2 就学援助の支給額（以下「就学援助費」という。）は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

3 生活保護法第 12 条に規定する生活扶助が行われている要保護者にあつては第 1 項第 3 号、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助が行われている要保護者にあつては第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の支給を行わないものとする。

（申請）

第 5 条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市就学援助申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、当該児童生徒が在学する市立学校の校長（以下「学校長」という。）を経由し、教育委員会に申請しなければならない。ただし、要保護児童生徒の保護者については、第 1 号及び第 2 号の書類の添付を省略することができる。

(1) 袖ヶ浦市準要保護児童生徒就学援助費に係る収入額・需要額調書（様式第 2 号）

(2) 袖ヶ浦市就学援助に係る生活状況申立書（様式第 3 号）

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、就学援助費の請求、受領、執行及び返納に関する権限を学校長に委任することに同意しなければならない。

3 学校長は、第1項の規定による申請があったときは、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第4号。以下「世帯票」という。）を作成し、意見を付して教育委員会に提出するものとする。この場合において、必要に応じて民生委員による世帯状況の確認及び所見を付するものとする。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じた調査を行い、第3条及び第4条の基準に基づき就学援助の認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行ったときは、その結果を袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費認定（却下）通知書（様式第5号）により学校長を通じて申請者に通知するとともに、併せて世帯票により当該学校長に通知するものとする。

（認定日等）

第7条 要保護児童生徒に対する就学援助は、生活保護法による保護が開始となった月の1日を認定日とする。ただし、前年度から引き続いて保護を受けている場合にあっては、4月1日を認定日とする。

2 準要保護児童生徒に対する就学援助は、第5条の規定による申請があった月の翌月の1日を認定日とする。ただし、事由の発生日が月の1日の場合であって、同月内に申請書が提出されたときは、当該月の1日を認定日とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認める者にあっては、申請があった年度の4月1日を認定日とすることができる。

4 前3項の規定による認定期間は、認定日から当該年度の末日までとする。

（交付の請求）

第8条 学校長は、第6条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に代わり、次の各号に掲げる就学援助費に応じ、

それぞれ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号から第7号まで 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費請求書（様式第6号）

(2) 第4条第1項第8号 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（医療券）交付申請書（様式第7号）

（支給の方法）

第9条 就学援助費は、特別な事情がある場合を除き、学校長を経由して受給者に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、第4条第1項第7号に掲げる就学援助費については、直接市に納入することができる。

3 教育委員会は、前条第2号に掲げる交付申請書が提出されたときは、当該受給者に医療券を交付するものとする。

4 教育委員会は、受給者の児童生徒が疾病を治療した医療機関から前項の医療券が回付された場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、受給者が医療機関に支払うべき第4条第1項第8号の就学援助費について、受給者に代わり支払うものとする。

5 学校長は、受給者の児童生徒ごとに袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費個人支給明細書兼領収書（様式第8号）を整備するとともに、就学援助費の支給事務の終了後に袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給結果報告書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

（消滅届）

第10条 受給者は、第3条に定める要件に異動が生じたとき及びこれを欠くに至ったとき又は就学援助費の支給を辞退しようとするときは、その旨を学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 学校長は、前項の規定による届出があったときは、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒認定消滅届（様式第10号。以下「消滅届」という。）により教育委員会に報告するものとする。

(認定の取消し等)

第 1 1 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定により認定した就学援助の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を取り消し、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助認定取消通知書（様式第 1 1 号）により受給者に通知するものとする。

- (1) 前条の規定により消滅届が提出されたとき。
- (2) 要保護児童生徒又は準要保護児童生徒が転学又は退学により市立学校に在学しなくなったとき。
- (3) 受給者の経済状況が好転したと認めるとき。
- (4) 要保護児童生徒の保護者が生活保護法第 2 6 条に基づく保護の停止又は廃止を受けたとき。
- (5) 受給者が偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けていることが判明したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、取り消した日の属する月の翌月から就学援助費の支給をしないものとする。ただし、事由の発生日が月の 1 日の場合は、前月で就学援助費の支給をしないものとする。

(就学援助費の返還)

第 1 2 条 教育委員会は、前条の規定により就学援助費の支給に係る変更又は取消しを行った場合、当該受給者から既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱の施行前に申請があった平成 27 年度分の就学援助費については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年教委告示第 2 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

申請者（保護者）

住 所 袖ヶ浦市

氏 名

電 話

袖ヶ浦市就学援助申請書

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第 5 条の規定により就学援助費の支給を申請します。

記

1 認定児童生徒氏名

| 氏名 | 学校名 | 学年 | 性別  |
|----|-----|----|-----|
|    |     |    | 男・女 |

2 世帯の状況(前年 1 2 月末日時点の世帯の状況を記入してください。)

| 氏名<br>(個人番号) | 生年月日<br>(満年齢) | 性別  | 続柄          | 職業又は在学<br>学校名学年 |
|--------------|---------------|-----|-------------|-----------------|
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 | 本人<br>(児童等) |                 |
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 |             |                 |
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 |             |                 |
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 |             |                 |
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 |             |                 |
| フリガナ<br>( )  | 年 月 日<br>( 歳) | 男・女 |             |                 |

3 特記事項（家族構成等特別な事情がある場合は記入してください。）

※裏面の「委任状兼同意書」にもご記入ください。



(裏)

## 委任状兼同意書

袖ヶ浦市教育委員会 様  
(袖ヶ浦市長 様)

就学援助の申請に際しては、世帯に係る所得状況の調査のため、袖ヶ浦市教育委員会が市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、民生委員に対する情報の提供及び収集並びに転校、進学等における就学先小中学校への情報提供に同意します。

また、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の請求、受領、執行及び返納に関する一切の権限を学校長を代理人と定め委任します。

年 月 日

(保護者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

○ 世帯は別であるが生計を一にしている者がある場合

(児童生徒と同居し生計を一にしている方で、住民票が別世帯となっている方がある場合は次の欄も記入してください。)

世帯に係る所得状況の調査のため、袖ヶ浦市教育委員会が市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認することに同意いたします。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第2号(第5条関係)

袖ヶ浦市準要保護児童生徒就学援助費に係る収入額・需要額調書

ご家庭で太枠内を記入してください。

No.

|                        |         |                   |                  |             |     |                       |         |             |           |  |  |
|------------------------|---------|-------------------|------------------|-------------|-----|-----------------------|---------|-------------|-----------|--|--|
| 保護者<br>氏名              |         | 住所                |                  | 児童生徒氏名      |     | 学校名、学年<br>(本年度4月1日時点) |         | 学校長認印       |           |  |  |
| 世帯の収入状況                |         | 世帯の状況 (前年12月末日時点) |                  |             |     |                       | 需 要 額 等 |             |           |  |  |
|                        |         | 氏 名               | 生 年 月 日<br>(満年齢) | 性 別         | 続 柄 | 職業又は在学<br>学校名学年       | 教 育 扶 助 |             | 生 活 扶 助   |  |  |
| 学校給食費                  | 基 準 額   |                   |                  |             |     |                       | 第 1 類   | 期末一時<br>扶 助 | 第 2 類     |  |  |
| 所得<br>控除前              | 総 所 得 額 |                   | 年 月 日<br>( 歳)    | 本人<br>(児童等) |     |                       |         |             | e 基準額     |  |  |
|                        | 退職所得金額  |                   | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | f 地区別冬季加算 |  |  |
|                        | 山林所得金額  |                   | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
|                        | 計       | A                 | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
| 所得<br>控除               | 社会保険料   |                   | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
|                        | 生命保険料   |                   | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
|                        | 地震保険料   |                   | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
|                        | 計       | B                 | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 円         |  |  |
| 所得額 (A-B)              |         | C                 | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | F/h       |  |  |
| 所得月額 (C÷12)            |         | D                 | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | 収入額/需要額   |  |  |
| 障害者加算控除<br>(保護基準により算定) |         | E                 | 年 月 日<br>( 歳)    |             |     |                       |         |             | =         |  |  |
| 収入額 (D-E)              |         | F                 | 合 計              |             |     | a                     | b       | c           | d         |  |  |
| 特記事項                   |         |                   |                  |             |     |                       |         |             | 備考        |  |  |

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

学校名

住 所

申請者(保護者)氏名

㊤

児童生徒氏名

### 生 活 状 況 申 立 書

年度の袖ヶ浦市就学援助申請に際し、生活状況について下記のとおり  
申し立てます。

記

1 就業状況 勤務先名等： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

・就業していない場合は、その理由

(申立者が就業していない場合、その配偶者及び学生以外の子の状況も記入してください。)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 収入状況 世帯全員の合計月額（給料の場合は手取り額）

円程度

3 生計を共にする家族数 \_\_\_\_\_人

4 年中の所得に係る申告等の状況

(次の該当する□にチェックをしてください。)

☐ 所得税の確定申告又は市・県民税の申告をした。

☐ 勤務先が市に「給与支払報告書」を提出している。

☐ 申告等はこれから行う。

☐ 年 月 日に転入したので、後日、前住所地において  
所得課税証明書の交付（概ね 月 日以降）を受け提出する。

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票

|                                                                                                                                         |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-------|------|----------------|------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 児童生徒氏名<br>《 学年 》                                                                                                                        |       |      | 保護者氏名 |      | 現住所<br>(TEL )  |                  |        | 生活<br>扶助<br>有・無 | 教育<br>扶助<br>有・無 |
| 家庭の状況<br><br>〔保護者<br>本人を<br>含む。〕                                                                                                        | 続柄    | 氏 名  | 生年月日  | 職 業  | 自 宅 居 住<br>の有無 | 病気・療養の<br>有無(期間) | 住宅の形態  | 家庭状況の変動         |                 |
|                                                                                                                                         |       |      |       |      |                |                  | (1) 持家 |                 |                 |
|                                                                                                                                         |       |      |       |      |                |                  | (2) 借家 |                 |                 |
|                                                                                                                                         |       |      |       |      |                |                  | (3) 借間 |                 |                 |
|                                                                                                                                         |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| 就学援助を必要と認める者についての学校長の意見                                                                                                                 |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| (1) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる。 (2) 生活状態が悪いため、学校納付金を減免している。<br>(3) 生活状態が悪く、学校納付金が滞りがちである。 (4) 経済的理由による欠席日数が多い。<br>(5) その他(具体的に記載のこと。) [ ] |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| 上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。<br>年 月 日<br>学校長 印                                                                                          |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| 袖ヶ浦市教育委員会 様                                                                                                                             |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| 継 続 報 告                                                                                                                                 | 小 学 校 |      |       |      |                | 中 学 校            |        |                 |                 |
|                                                                                                                                         | 2 学年  | 3 学年 | 4 学年  | 5 学年 | 6 学年           | 1 学年             | 2 学年   | 3 学年            |                 |
|                                                                                                                                         | 報告年月日 |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |
| 学 校 長 印                                                                                                                                 |       |      |       |      |                |                  |        |                 |                 |

|                                                                     |       |      |      |      |                        |       |      |      |
|---------------------------------------------------------------------|-------|------|------|------|------------------------|-------|------|------|
| 世帯についての民生委員の所見<br>年 月 日 氏名 印                                        |       |      |      |      | 教育委員会の認定の事由<br>(変更の事由) |       |      |      |
|                                                                     |       |      |      |      |                        |       |      |      |
| 上記の者を 要保護・準要保護 児童生徒として認定します(しません)。<br>年 月 日<br>袖ヶ浦市教育委員会 印<br>学校長 様 |       |      |      |      |                        |       |      |      |
| 継 続 認 定                                                             | 小 学 校 |      |      |      |                        | 中 学 校 |      |      |
|                                                                     | 2 学年  | 3 学年 | 4 学年 | 5 学年 | 6 学年                   | 1 学年  | 2 学年 | 3 学年 |
|                                                                     | 認定年月日 |      |      |      |                        |       |      |      |
| 教育委員会 印                                                             |       |      |      |      |                        |       |      |      |

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

申請者（保護者）

様

袖ヶ浦市教育委員会 印

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった就学援助の実施について、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第 6 条の規定により、就学援助費の支給対象者として、下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒氏名  
( 学校)
- 2 援助費の支給対象として  
認定しました・却下しました
- 3 認定日  
年 月 日
- 4 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

様

所在地 袖ヶ浦市  
学校名 袖ヶ浦市立  
学校長



袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費請求書

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ ）を下記のとおり請求します。

記

請求額.....円

内 訳

| 区 分 | 児童生徒数 | 単 価 | 月 数 | 金 額 |
|-----|-------|-----|-----|-----|
|     | 人     | 円   | 月   | 円   |

※支給費目に応じた添付書類を提出すること。

様式第7号(第8条関係)

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（医療券）交付申請書

袖ヶ浦市教育委員会 様

年 月 日

所在地 袖ヶ浦市

学 校 名

学校長名



下記のとおり、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る医療券の交付を、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第8条の規定により、申請します。

| No. | 氏 名 | 区分 | 学年 | 性別 | 生 年 月 日 | 住 所 | 被 患 状 況 |
|-----|-----|----|----|----|---------|-----|---------|
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |
|     |     |    |    |    |         |     |         |

様式第8号（第9条関係）

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費個人支給明細書兼領収書

学校名

| 年 組 児童生徒名                            |     |     |          |       | 保護者名     |      |      |     |
|--------------------------------------|-----|-----|----------|-------|----------|------|------|-----|
| 費 目                                  |     | 金 額 | 現金・現物の区分 | 支給年月日 | 担任印      | 学校長印 | 保護者印 | 備 考 |
| 学用品費                                 | 上半期 |     |          |       |          |      |      |     |
|                                      | 下半期 |     |          |       |          |      |      |     |
| 通学用品費                                | 上半期 |     |          |       |          |      |      |     |
|                                      | 下半期 |     |          |       |          |      |      |     |
| 新入学児童<br>生徒学用品<br>費等                 | 上半期 |     |          |       |          |      |      |     |
|                                      | 下半期 |     |          |       |          |      |      |     |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴わないもの)                 |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴うもの)                   |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 修学旅行費                                |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 学校給食費                                |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 合 計                                  |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 年度の中途における要保護・準要保護児童生徒就学援助費の認定の変更等の理由 |     |     |          |       |          |      |      |     |
| 年 月 日                                |     |     |          |       | 年 月 日    |      |      |     |
| 要保護・準要保護に変更された。                      |     |     |          |       | 廃止・転学した。 |      |      |     |

教育委員会 印

\* 学校長が給与事務を行った場合は、支給の方法に従って「担任印」欄及び「学校長印」欄に押印し、給与事務の完了（保護者押印）後、教育委員会の確認を受けること。



袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給結果報告書

| 学校名    |                 |                 |    |    |          |           |                      | 学校長                     |                     |           |           |     |  | 印 |
|--------|-----------------|-----------------|----|----|----------|-----------|----------------------|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|-----|--|---|
| 児童生徒氏名 | 生活<br>扶助<br>有 無 | 教育<br>扶助<br>有 無 | 性別 | 学年 | 支 給 内 訳  |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    | 学用<br>品費 | 通学<br>用品費 | 新入学児<br>童生徒学<br>用品費等 | 校外活<br>動費<br>(宿泊<br>なし) | 校外活<br>動費(宿<br>泊あり) | 修学<br>旅行費 | 学校<br>給食費 | 合 計 |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |
|        |                 |                 |    |    |          |           |                      |                         |                     |           |           |     |  |   |

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

学校名  
学校長

印

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒認定消滅届

下記の者について、要保護及び準要保護児童生徒としての就学援助費の支給要件が消滅したので袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

記

1

|        |  |
|--------|--|
| 保護者氏名  |  |
| 児童生徒氏名 |  |
| 学年     |  |

2 消滅の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市教育委員会 印

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助認定取消通知書

下記のとおり、就学援助費の認定を取り消したので、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第 1 1 条の規定により、通知します。

記

1

| No. | 学年級 | 児童生徒氏名 | 住所 |
|-----|-----|--------|----|
| 1   |     |        |    |
| 2   |     |        |    |

2 認定取消理由

3 認定取消年月日

年 月 日

4 その他

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

